

山口県災害時広域受援計画

平成29年3月
(令和7年4月改定)

山 口 県

目次

はじめに	1
I 総則	2
1 計画の目的	2
2 基本的な考え方	2
3 対象とする災害	2
4 計画の対象期間	2
II 受援体制	3
1 受援調整組織	3
2 業務に応じた職員の再配置	5
3 受援関連業務スペースの確保	6
4 広域応援要請	6
5 経費負担	7
III 人的支援の受入れ	11
1 基本的な考え方	11
2 受援対象業務	11
3 応援必要人数等の把握	12
4 便宜供与	12
IV 物的支援の受入れ	15
1 基本的な考え方	15
2 必要物資の把握と要請	15
3 物資集積・輸送拠点の開設・運営	15
4 輸送手段の確保	16
5 緊急輸送道路の確保	17
6 自動車燃料の確保	17
V 研修・訓練等の実施	19
1 人的支援	19
2 物的支援	19
VI その他	19
1 市町における受援計画の策定支援	19
2 自助・共助の促進	19

はじめに

平成28年4月に発生した熊本地震では、史上初めて連続して震度7の激震に襲われ、4万棟を超える家屋が全半壊し、多くの尊い命が犠牲になるなど、熊本県を中心に、これまで経験したことのない広範かつ甚大な被害が発生した。

また、引き続く余震の中、熊本県では最大時18万人を超える住民が避難生活を余儀なくされ、被災者支援等の応急対策に、想定を超えた対応が求められた。

このため、国においては、初めてプッシュ型の物資支援が実施されるとともに、膨大な災害対応業務を支援するため、熊本県及び被災市町村に対し、全国から延べ4万7千人（人・日）以上の自治体職員が短期的に派遣され、現在も中長期派遣による支援が継続されている。

本県においても、九州・山口9県災害時応援協定に基づき、発災当初から、熊本県及びカウンターパートとなった御船町に対し、緊急支援物資の提供や、県及び市町を合わせ700名以上の職員を被災地に派遣するなど、全力で支援しているところである。

今回の災害のように、大規模な災害が発生した場合、膨大な災害対応業務を県内のみで実施することは極めて困難であり、県外からの広域的な応援が必要となるが、一方で、九州地方知事会による広域応援の検証・評価においても指摘されているように、応援を受ける側の体制をあらかじめ整備しておくことの重要性が、改めて認識されている。

全庁的な受援調整体制の下、応援職員が円滑に業務を実施し、提供される物資が避難所までスムーズに行き届く、そうした体制を整備し、全国から受ける支援をより効果的なものとし、迅速な被災者支援につなげなければならない。

このため、熊本地震対応に派遣した職員等を通じて得られた多くの貴重な教訓を踏まえ、本県において大規模災害が発生した場合を想定した「山口県災害時広域受援計画」を策定するとともに、国の動向を踏まえ、市町による受援計画の策定を促すことにより、本県防災対策のさらなる強化に取り組むこととする。

I 総則

1 計画の目的

本計画は、県内において大規模災害が発生し、県外からの広域的な支援を必要とする場合に、速やかに要請し、円滑に受け入れるために必要となる体制等を定めておくことにより、迅速かつ効果的な被災者支援を実施する。

2 基本的な考え方

- (1) 本計画は、地域防災計画を具体化する計画の一つと位置付け、山口県業務継続計画（BCP）との整合性を図った上で策定する。
- (2) 本計画は、行政機能の維持や避難者に物資を速やかに届けるための人的・物的支援を対象とし、救助・救急、消火活動等に係る広域支援については、既に策定している緊急消防援助隊受援計画等に基づき対応する。
- (3) 県の災害対応業務のみならず、市町も含めた県全体としての人的・物的支援を総合的に調整するものとし、特に、災害の初動期においては、県以上に業務が逼迫する市町への支援を重視する。
このため、市町と連携した対応が必要となるものについては、市町の対策等についても、必要な範囲で定める。
- (4) 県及び各市町においては、平素から、災害対応に係るタイムラインや災害時特有の業務に関する理解を深めた上で、大規模災害時には早期に応援の必要性を検討し、速やかに本計画に沿った行動をとる。

3 対象とする災害

被害の規模が甚大で、本県独自では十分な応急対応が実施できない災害を対象とする。

なお、震度6弱以上の地震が発生した場合には、「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」において、支援担当県と情報共有を開始することから、本計画に基づく対応を準備する。

4 計画の対象期間

対象は、十分な対応が困難と予想される初動期（3日間）から応急対応・復旧期（～1ヵ月）までを想定する。

Ⅱ 受援体制

1 受援調整組織

災害対策本部内に、県外からの広域的な応援職員及び緊急支援物資の受入れを統括、調整するチームをそれぞれに設置する。

大規模災害発生時には、各チームリーダーは、災害対策本部会議に出席し、災害対策の実施状況を把握した上で、需給調整を行い、配分を決定する。

各チームにおいては、担当事務ごとに専任職員を明確化するとともに、担当者の不在等により業務が遅滞することのないよう、原則として複数の担当者を配置するよう努める。

なお、各市町においても、同様の受援調整組織を設置するよう要請する。

(1) 「応援職員等調整チーム」

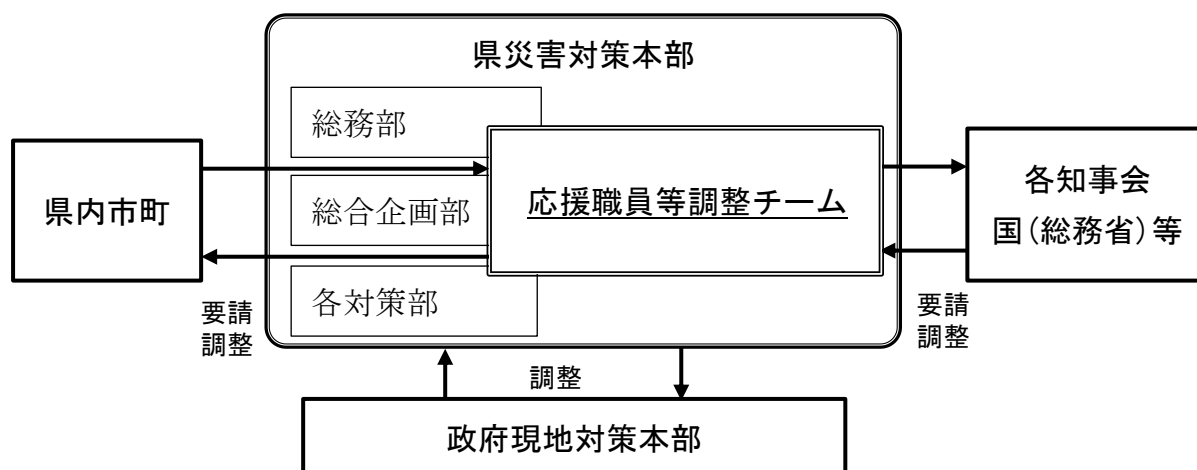
災害対策本部の総務部を中心に応援職員に係る調整を行うため、部局横断的な組織として「応援職員等調整チーム」を設置する。

総務部次長をリーダーとし、以下の担当課職員で構成し、技術職員の調整については、関係部局主管課の職員を加える。

〔役 割〕

- ・ リーダーの下、各担当課職員が災害対策本部内で協議し、共同で応援職員に係る調整を実施
- ・ 応援職員の派遣・受入れに係る県内市町、知事会等との調整、応援職員の宿泊場所の確保等を実施

主な担当事務	担当課
応援職員の調整等に関する事	人事課、関係部局主管課
市町との調整に関する事	市町課
知事会との調整に関する事	防災危機管理課・消防保安課、政策企画課
国（総務省）との調整に関する事	人事課、市町課



(2)「緊急支援物資対策チーム」

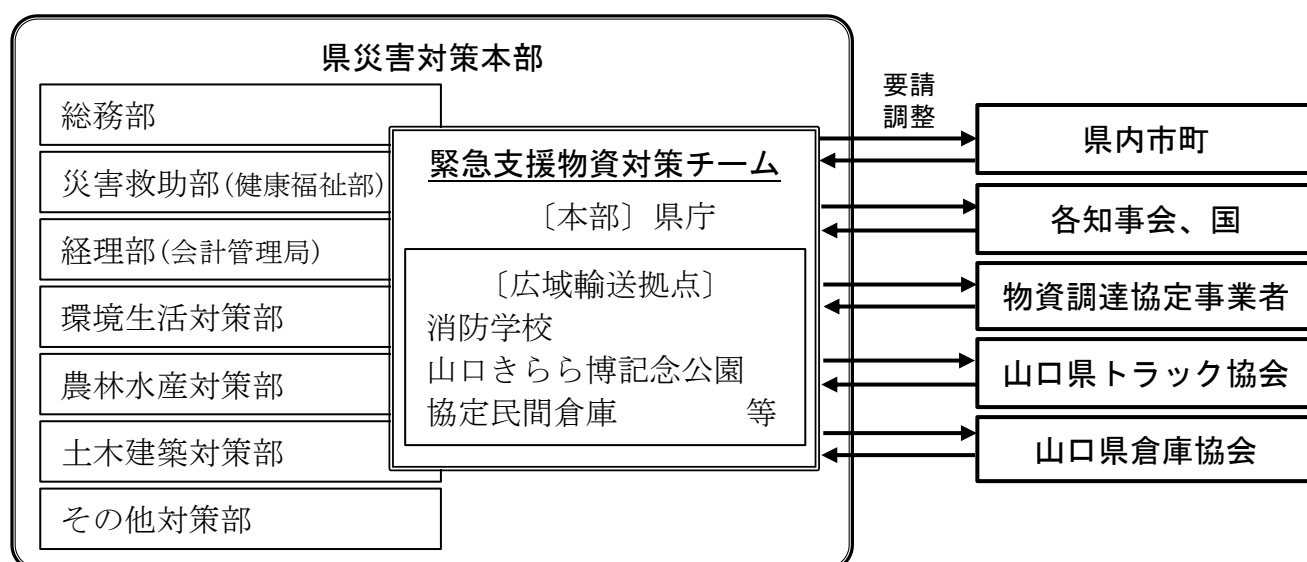
県災害対策本部の災害救助部を中心に、緊急支援物資の対応を一元的に処理する部局横断的な組織として「緊急支援物資対策チーム」を設置する。

総務部理事（危機管理担当）をリーダーとし、以下の担当課で構成し、県庁の運営本部及び各広域輸送拠点には、協定に基づき、民間物流事業者に作業指揮者等の配置を要請する。

〔役 割〕

- ・ リーダーの下、各担当課職員が災害対策本部内で協議し、共同で物資に係る総合的な調整を実施
- ・ 支援物資の調達・提供・輸送等に係る連絡調整を市町、各知事会、国、協定事業者等と実施し、企業等からの義援物資についても受付及び市町への配分調整を実施

主な担当事務		担当課
県庁	支援物資の把握・調達・管理、人員配置、各担当との連絡調整、国・知事会等との調整、物資集積・輸送拠点に係る調整、県総合防災情報システムの運用	防災危機管理課・消防保安課、物品管理課、政策企画課、都市計画課、民間物流事業者
	食料、飲料水、生活必需品、医薬品等の調達	防災危機管理課、厚政課、生活衛生課、農業振興課、薬務課
	道路の被害状況の把握、輸送ルートを選定・確保、荷揚げ港湾・漁港等の確保	道路整備課、港湾課、漁港漁場整備課
	県トラック協会、船舶協会等との調整、県有車両などの輸送手段の確保	物品管理課、交通政策課、水産振興課
現地	広域輸送拠点の運営	防災危機管理課・消防保安課、広域輸送拠点関係事務所、各協力班担当課、民間物流事業者等



(3) 「被災市町支援チーム」による受援調整

発災直後は、被災市町の業務が逼迫することから、市町の要請があった場合又は県が支援の必要があると判断した場合、「県職員被災市町支援チーム」を派遣し、災害対策本部運営や被災建築物応急危険度判定等の早期実施など、被災市町における初動対応を支援する。

また、当チームは、市町が必要とする応援職員や支援物資のニーズ把握等に努め、市町における受援調整を支援し、被災市町にカウンターパート方式により応援県が割り当てられた場合には、応援県を交え、被災市町、県の3者において調整を行う。

なお、被災市町においては、支援の集中・偏りが生じないように、外観から明らかに全壊と判断される住家の被害棟数など、被害の全体像の早期把握につながる情報を、迅速に県に報告するよう努める。

【参考】県職員被災市町支援チーム

- 〔目的〕 大規模災害発生時に被災市町における災害対策本部の円滑な運営、被災建築物応急危険度判定等の早期実施など初動対応を支援
- 〔構成〕
 - ・原則として課長級以上の職員をリーダーとして防災業務経験者等で構成
 - ・事務職員2名、土木職員1名、建築職員1名及び保健師1名を基本に編成
 - ・毎年度、候補者名簿を作成し、災害業務全般に係る研修を実施

2 業務に応じた職員の再配置

(1) 応援職員の調整

災害応急対策を中心とした非常時優先業務を優先的に実施する中で、当該業務以外の通常業務は積極的に休止あるいは当該業務の継続に支障とならない範囲で実施する。

また、各所属において応援が必要な人員については、部局内の調整を行った上で不足が生じる場合は、人事課に要請し、他部局に応援を求める。

(2) 経験者の活用

大規模災害時に災害対応業務が集中する防災危機管理課・消防保安課、厚政課等の関係課及び被災市町支援チーム等を円滑に機能させるため、災害対応業務や被災地支援の経験者を、必要に応じ追加で配置することとし、あらかじめ経験者を登録しておく。

3 受援関連業務スペース等の確保

(1) 災害対策本部の開設

大規模災害時には、関係部局や防災機関、国、知事会等の関係者が情報共有、調整を一元的に行うことができるよう、必要に応じ、県庁4階共用会議室に災害対策本部を設置する。

なお、共用会議室の活用にあたっては、発電機のレンタル等により電源容量を確保する。

(2) 政府現地対策本部との連携

政府が、現地対策本部を設置する場合は、県等と連携し迅速な応急対策が実施できるよう、県庁4階共用会議室に必要なスペース及び設備を確保し、円滑な連携を図る。

(3) 知事会等の連絡員等との連携

知事会等が、連絡員等を派遣する場合は、県等と連携し、迅速な広域支援が実施できるよう、県庁4階共用会議室に必要なスペース及び設備を確保し、円滑な連携、情報共有を図る。

参考：大規模災害時の災害対策本部レイアウト（共用会議室使用时）

共用第1会議室	本部員会議室
共用第2会議室	本部事務局室
共用第3会議室	関係機関（政府現地対策本部等国機関関係）
共用第4会議室	関係機関（リエゾン、広域支援現地連絡室）
共用第5会議室	本部事務局室（会議スペース・拡張スペース）

4 広域応援要請

(1) 応援要請先及び手順

災害時の応急対応においては、まずは、県内の行政及び民間による相互支援により調整するものとするが、被害が甚大で、県内のみでは十分な対応ができない場合は、県及び市町それぞれに不足する職員の派遣、物資の提供について、国及び関係知事会に対し、以下により広域的な応援を要請する。

なお、県内市町及び知事会等の連絡調整窓口は、毎年度当初確認する。

① 中国5県

「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」に基づく支援を要請する場合は、カウンターパート制の第1支援担当県（島根県）に支援を要請する。

なお、中国ブロックによる支援が必要と判断した場合には、中国地方知事会の会長県に広域支援本部の設置を要請する。

② 中国・四国 9 県

「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」に基づく支援を要請する場合は、カウンターパート制の支援担当県（島根県、高知県）に支援を要請する。

なお、四国ブロックによる支援が必要と判断した場合には、中国地方知事会の会長県を通じて四国知事会に広域支援本部の設置を要請する。

③ 九州・山口 9 県

「九州・山口 9 県災害時応援協定」に基づく支援を要請する場合は、九州地方知事会の会長県に常設されている九州・山口 9 県被災地支援対策本部に応援を要請する。

④ 全国知事会、関西広域連合

全国知事会や関西広域連合に応援を要請する場合は、中国地方知事会または九州地方知事会の会長県を通じて要請する。

⑤ 国

国に応援を要請する場合は、各対象業務ごとの申し合わせ等により中国地方整備局、中国運輸局等の指定地方行政機関あるいは政府現地対策本部を通じて依頼する。

⑥ 応急対策職員派遣制度（総務省）

応急対策職員派遣制度による被災市町への応援職員の派遣を依頼する場合は、被災地域ブロック幹事県を通じて要請する。

(2) カウンターパート方式による支援要請

県内の多くの市町に甚大な被害が発生した場合には、中国地方知事会及び九州地方知事会に、応援に当たって担当地域を市町単位で割り当てるカウンターパート方式の適用を要請する。

(3) その他

広域的な応援を要請する場合には、早期に西日本高速道路(株)へ支援に係る車両の高速道路通行料金の無料措置を要請する。

5 経費負担

災害救助法の対象経費については、県が負担する。

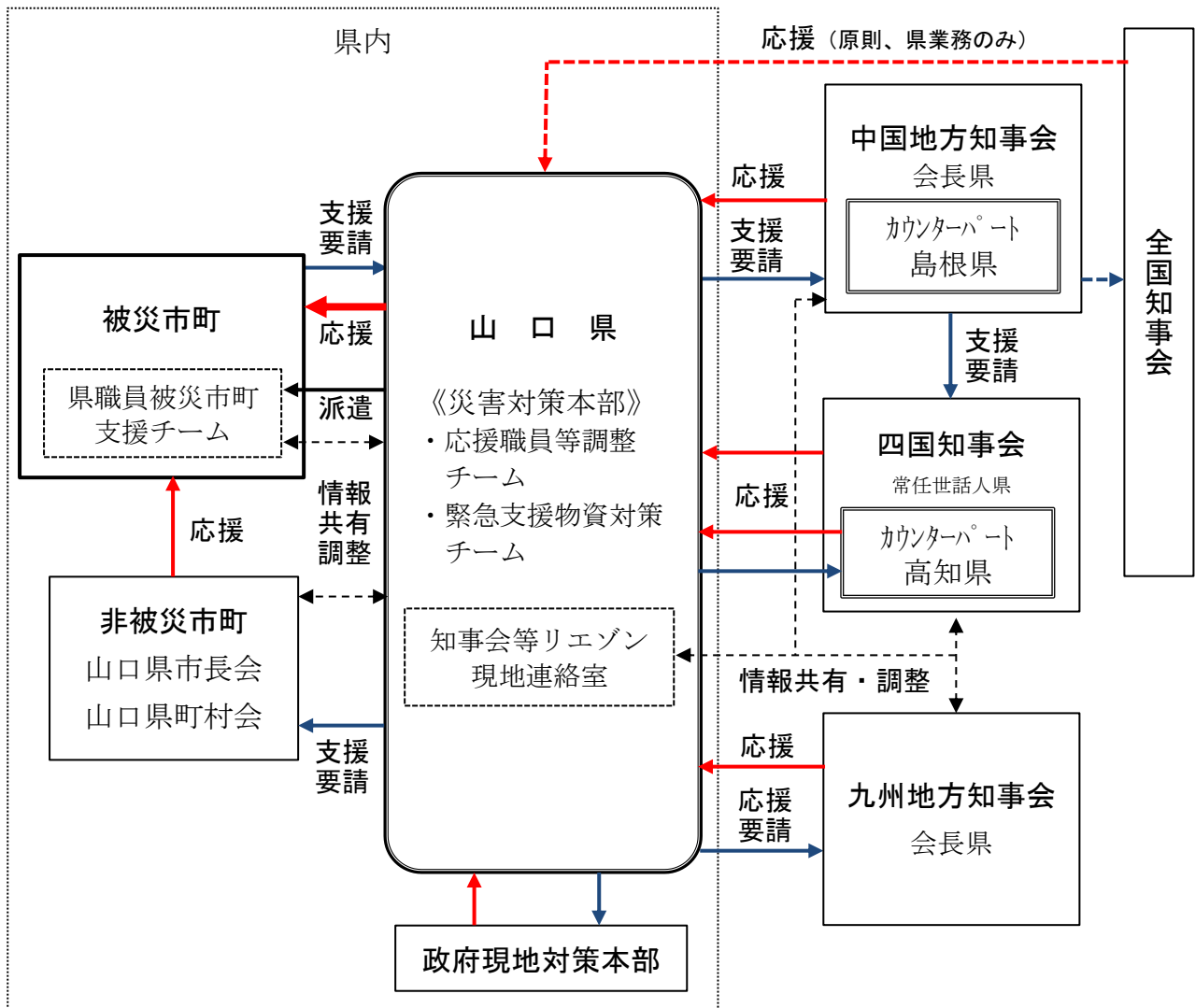
その他については、法令又は災害時相互応援協定等の定めによるほか、派遣元と協議して定めるものとする。

【参考】

1 自治体間の相互応援協定で対応する場合（対象：県・市町業務）

応援要請の流れ	相互応援協定	要請先
被災市町	県及び市町相互間の災害時応援協定	防災危機管理課
山口県	①中国 5 県災害等発生時の広域支援に関する協定 ②中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定 ③九州・山口 9 県災害時応援協定	①支援担当県：島根県 広域支援本部（会長県） ②支援担当県：高知県 広域支援本部（常任世話人県） ※会長県経由 ③会長県
中国地方知事会 四国知事会 九州地方知事会	①関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 ②中国地方知事会と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 ③全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（原則、都道府県業務の支援に適用）	①関西広域連合広域防災局 ※会長県経由 ②全国知事会事務局 ※会長県経由
↓ 関西広域連合 全国知事会		

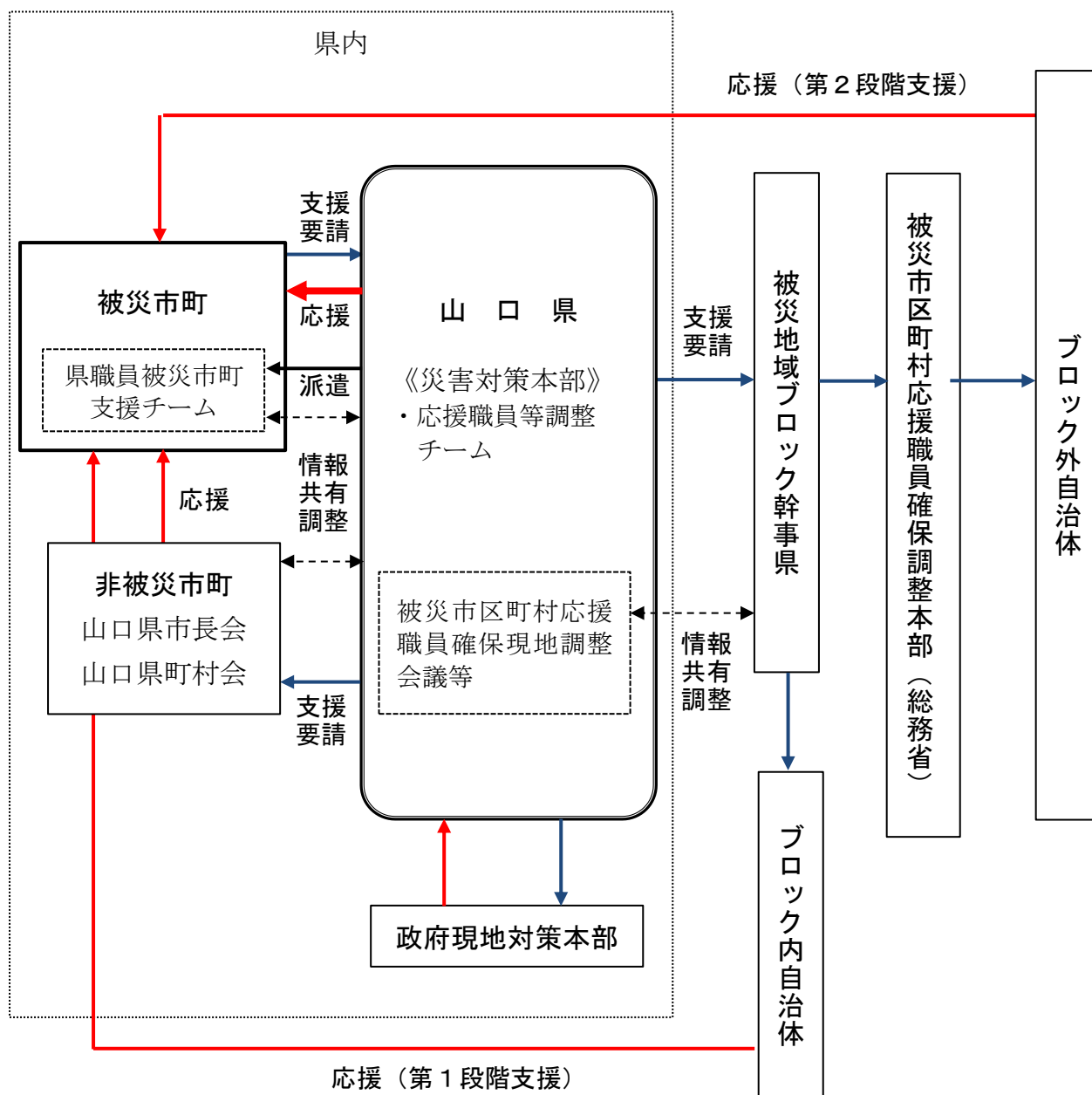
図：応援要請の流れイメージ



2 応急対策職員派遣制度で対応する場合（対象：市町業務）

応援要請の流れ	制度	要請先
被災市町	応急対策職員派遣制度	被災市区町村応援職員確保調整本部事務局(総務省自治行政局公務員部公務員課) ※被災地域ブロック幹事県経由
山口県		
被災地域ブロック幹事県		
総務省		

図：応援要請の流れイメージ



Ⅲ 人的支援の受入れ〔応援職員等調整チーム〕

1 基本的な考え方

(1) 実効性の確保

県においては、「応援職員等調整チーム」の行動マニュアルを、また、県、市町ともに、必要に応じ、受援対象業務毎に応援職員の受入方法等に係る業務マニュアルをあらかじめ作成し、平素から関係職員の研修、訓練に努める。

また、受援対象業務毎に受入れの責任者を定める。

(2) 迅速な把握と要請

発災後は、被害の全容が把握できない場合であっても、災害の規模等を踏まえ、応援要請の必要性をできるだけ早期に判断し、要請先との調整を開始する。

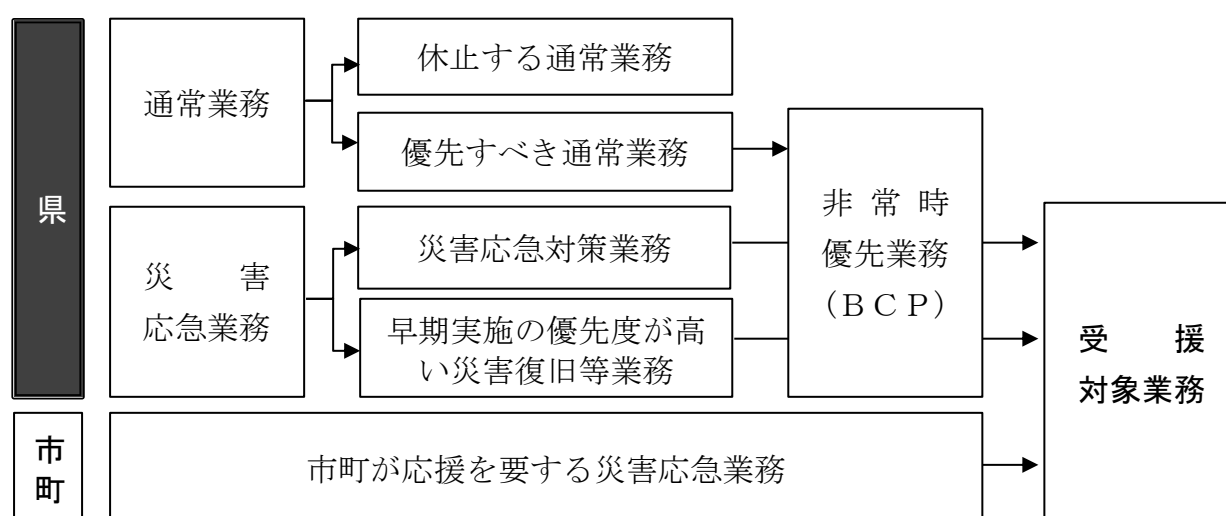
県及び市町においては、必要とする応援職員の業務内容、人数、期間等の把握に努め、できる限りこれら要件を明確にした上で要請を行う。

(3) 中・長期化に備えた対応

応援を受けた後、県は、自律的な復旧・復興が遅れることがないように、県内市町の対応状況等を把握し、派遣の終了や短期派遣から中長期派遣等への移行も見据えた調整を行う。

2 受援対象業務

山口県業務継続計画（BCP）に定める非常時優先業務のうち応援を必要とする業務及び県内市町が応援を要する災害応急業務を受援対象業務とする。



[県において想定される受援業務]

- ・災害箇所調査・査定準備・応急復旧
- ・県営住宅の被災状況の点検・応急修理
- ・応急仮設住宅の建設
- ・みなし仮設住宅の申込受付 等

[市町において想定される受援業務]

- ・避難所の運営
- ・応急給水（給水車派遣）
- ・物資集積・配送拠点の運営
- ・住家の被害認定調査
- ・避難所等での健康相談、健康調査、保健指導等
- ・避難所のし尿・災害廃棄物等の収集処理
- ・罹災証明書の発行業務（窓口業務）
- ・市町営住宅の被災状況点検
- ・仮設住宅（みなし、建設）の申込受付
- ・応急仮設住宅の建設
- ・建築物・宅地の危険度判定
- ・水道施設の応急復旧
- ・災害箇所調査・査定準備
- ・住家の応急修理
- ・市町営住宅の応急修理
- ・災害廃棄物の仮置場設置（選定） 等

3 応援必要人数等の把握

(1) 県が必要とする業務

各部局において、応援者の職種・必要資格等を明確にした上で、必要業務・必要人数を決定し、主管課を通じ応援職員等調整チームに報告する。

(2) 市町が必要とする業務

被災市町における応援職員の必要人数等については、応援職員等調整チームにおいて、被災市町支援チーム等を通じて状況の把握に努める。

また、被災市町への応援職員は、県職員及び県内市町からの応援を優先して調整した上で、不足する人員を中国地方知事会等へ要請する。

①自治体間の相互応援協定で対応する場合

中国地方知事会及び九州地方知事会に、応援に当たって担当地域を市町単位で割り当てるカウンターパート方式の適用を要請した場合、支援担当県と連携し、必要な応援人数等を把握・調整する。

②応急対策職員派遣制度で対応する場合

「応急対策職員派遣制度」による支援を要請した場合、必要な応援人数等を把握・調整する。

4 便宜供与

(1) 宿舎等

短期派遣の応援職員については、応援側での宿泊施設の確保を要請した上で、手配できない場合の宿泊場所として、庁内の共用会議室等を提供することとし、食料・水等については、応援側での準備を要請した上でその確保を図る。

(2) 執務環境

受援が想定される業務については、あらかじめ応援職員のための執務スペース等を検討するとともに、必要に応じ業務マニュアルを作成しておくものとする。業務マニュアルは作成しない場合においても、受援が想定される業務については、業務に係る基本情報やフロー、協力機関の連絡先等を簡潔に整理しておくものとする。

各市町においても、避難所運営など災害対応業務のマニュアルに応援職員への対応を位置付けるなど、受援を想定した事前の準備を促すよう要請する。

【参考】大規模災害発生時に想定される主な災害対応業務

時期	対応事項	主な県関係課
初動期(発災から概ね3日間)	・災害対策本部の設置 ・緊急消防援助隊の派遣要請 ・DMA T等の派遣要請 ・自衛隊の災害派遣要請 ・災害救助法の適用 ・食料・物資の調達・支援要請 ・広域輸送拠点の開設 ・緊急輸送路の確保、通行規制の実施 ・政府現地対策本部、国応援職員の受入 ・被災市町支援チーム、リエゾンの派遣 ・給水支援 ・建築物・宅地の危険度判定の実施 ・県・市町営住宅の被災状況の点検及び利用可能戸数の把握、被災者受入れ ・D P A Tの派遣要請 ・仮設トイレ等の確保 ・災害廃棄物等の運搬車両等の確保 ・燃料の確保 ・応援職員の派遣調整 ・避難所等の健康管理活動 ・介護職員等の応援派遣 ・宿泊場所、宿営地の確保 ・D W A Tの派遣要請 ・被災者生活再建支援法の適用 ・義援金の受入開始 ・被災者総合相談窓口の設置	防災危機管理課 消防保安課 医療政策課等 防災危機管理課 厚政課 防災危機管理課等 防災危機管理課等 道路整備課等 防災危機管理課 防災危機管理課 生活衛生課 建築指導課 住宅課 健康増進課 廃棄物・リサイクル対策課 廃棄物・リサイクル対策課 防災危機管理課 人事課等 健康増進課等 厚政課等 防災危機管理課 厚政課 厚政課 厚政課 広報広聴課等

時期	対応事項	主な県関係課
応急対応・復旧期 (～1ヵ月)	・罹災証明書の交付申請受付・交付開始 ・県・市町営住宅の応急修理 ・住宅の応急修理の実施 ・みなし仮設住宅の確保開始 ・仮設住宅建設地の決定 ・災害ボランティアセンター開設 ・被害認定調査の実施 ・みなし応急仮設住宅申込受付開始 ・仮設住宅建設着工 ・災害廃棄物の仮置場への搬入開始	防災危機管理課 住宅課 厚政課等 住宅課等 住宅課等 厚政課等 防災危機管理課 厚政課等 住宅課 廃棄物・リサイクル対策課

【参考】熊本地震で国等の関与により県外からの派遣が調整された主な業務

- ・緊急消防援助隊（消防庁）
- ・医療対策要員（DMAT等）
- ・給水・応急復旧要員（日本水道協会、全国管工事業協同組合連合会）
- ・保健師・管理栄養士・介護職員等（厚生労働省）
- ・災害廃棄物処理支援ネットワーク（環境省）
- ・応急危険度判定士（中国・四国被災建築物応急危険度判定協議会）
- ・農地・農業用施設復旧要員（農林水産省）
- ・警察災害派遣隊（警察庁）

IV 物的支援の受入れ〔緊急支援物資対策チーム〕

1 基本的な考え方

(1) 備蓄の推進

食料、飲料水、生活必需品等については、平時から各家庭による最低3日、できれば1週間分の備蓄を推進するとともに、市町が行う支援物資の調達・供給を支援するため、民間事業者との協定による流通備蓄の調達体制を強化する。

(2) プッシュ型・プル型による支援

発災当初においては、市町からの具体的な要請を待たず、必要不可欠と見込まれる物資を調達し、緊急輸送するプッシュ型の支援が有効であり、必要と判断される場合には、食料、水、毛布及びブルーシート等の支援物資を調達し、避難者数や住家被害状況等に応じて被災市町に配分する。

その上で、物資の滞留等を引き起こす懸念がないよう、なるべく早期に、ニーズに応じて物資を供給する本来のプル型の支援形態へ切り替える。

また、スーパーマーケット等店舗の営業再開により、現地で物資の調達が可能となった場合には、各市町内での調達に順次切り替える。

(3) 義援物資の受入れ

義援物資については、企業等からの大口の物資を優先的に受け入れた上で、各市町の要望に応じ配分するものとする。

また、小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、個人へは、義援金による支援を積極的に呼びかけ、物資を受け入れる場合には、被災地が真に必要なものに限定する。

2 必要物資の把握と要請

食料等の必要物資については、各市町において、県総合防災情報システム等により各避難所の在庫量、必要量等を集計管理し、必要量を調達できない場合には、当該システムを通じて、県に支援を要請するものとする。

県内における調達可能性を踏まえ、広域からの支援が必要な物資とその数量を把握し、国、中国地方知事会、九州地方知事会等に応援を要請する。

国へは内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」を通じ要請を行った上で、輸送状況を管理する。

3 物資集積・輸送拠点の開設・運営

(1) 拠点の選定・開設

① 民間倉庫の活用等

発災当初から、協定に基づき山口県倉庫協会へ物資の保管等を要請し、災害時において優先的に活用する倉庫として予め指定された民間倉庫の活用を検討する。

利用状況等により民間倉庫が直ちに活用できない場合には、以下の県有施設等を広域輸送拠点として優先的に開設することとし、民間倉庫の活用が可能となった段階で、直ちに民間倉庫へ拠点を移行させる。

- ・ 消防学校屋内訓練棟
 - ・ 山口きらら博記念公園多目的ドーム
 - ・ 下関港新港ふ頭岸壁上屋（管理者：下関市港湾局）
- ※消防学校以外については、協定に基づきフォークリフトを調達

なお、被災地域等の状況に応じ、必要な場合は、上記以外で県地域防災計画に定める広域輸送拠点施設の活用を検討する。

②県外における拠点的確保

県が指定する広域輸送拠点等が被災により活用できない場合、あるいは被災市町を支援する上で必要な場合には、近隣県や関係運輸局に要請し、県外に物資の集積・輸送拠点を確保する。

③市町における拠点的確保

各市町においても、屋根付きで耐震性があり、大型トラックの接車やフォークリフトの活用が可能な施設を、物資受入拠点としてあらかじめ選定しておくものとする。

(2) 拠点的運営等

①情報の共有

県及び市町は、県総合防災情報システムを通じて、物資の提供・輸送状況に係る情報を共有する。

②在庫量の把握等

県は、県総合防災情報システム等を通じて、開設した県の物資集積拠点の在庫量や、各市町の物資受入拠点の開設状況及び在庫量等について把握するとともに、拠点での調整に必要なタブレット、プリンター等を整備する。

③市町の負担軽減

物資の積替え作業等による被災市町の負担を軽減するため、広域輸送拠点において物資の仕分けを行い、大規模な避難所に直接配送することも検討する。

4 輸送手段の確保

協定に基づき、(一社)山口県トラック協会に緊急輸送を要請するとともに、輸送手段の確保が困難な場合には、自衛隊へ災害派遣による輸送を要請する。

また、各市町における物資の集積拠点から、各避難所までの輸送手段を確保するため、県において大手運送事業者との協定締結を進め、ラストワンマイルの対策を強化する。

区分		施設名称	所在地	管理者		
広域輸送拠点	陸上輸送基地	維新百年記念公園	山口市維新公園	山口県		
		周南緑地	周南市大字徳山	周南市		
		下関北運動公園	下関市大字富任	下関市		
		日置総合運動公園	長門市日置中	長門市		
		消防学校	山口市鑄銭司	山口県		
		山口きらら博記念公園	山口市阿知須	〃		
	海上輸送基地	岩国港新港北2号岸壁	岩国市新港町3丁目	〃		
		徳山下松港晴海埠頭岸壁	周南市晴海町	〃		
		徳山下松港下松第2埠頭岸壁	下松市末武下	〃		
		三田尻中関港築地4号岸壁	防府市新築地町	〃		
		宇部港芝中西岸壁	宇部市大字沖宇部	〃		
		小野田港本港	山陽小野田市小野田	〃		
		柳井港県営岸壁	柳井市大字柳井	〃		
		萩港潟港岸壁	萩市大字椿東	〃		
		下関漁港伊崎耐震岸壁	下関市伊崎町	〃		
		下関港新港ふ頭岸壁	下関市長州出島	下関市		
		物資保管協定	優先活用検討民間倉庫	長府物流センター	下関市長府扇町	下関海陸運送(株)
				日通 瀬戸原倉庫	宇部市大字善和	日本通運(株)
			民間倉庫	日通 善和倉庫	宇部市大字善和	〃
(株)日立物流西日本山口事業所	山口市大字朝田			日立物流西日本(株)		
山口流通センター	山口市大字朝田			センコー(株)		
山口営業所	山口市鑄銭司			国広倉庫(有)		
中村倉庫	防府市大字浜方			防府通運(株)		
下松運輸(株)物流倉庫	下松市葉山			下松運輸(株)		
日通 野村倉庫	周南市野村			日本通運(株)		

5 緊急輸送道路の確保

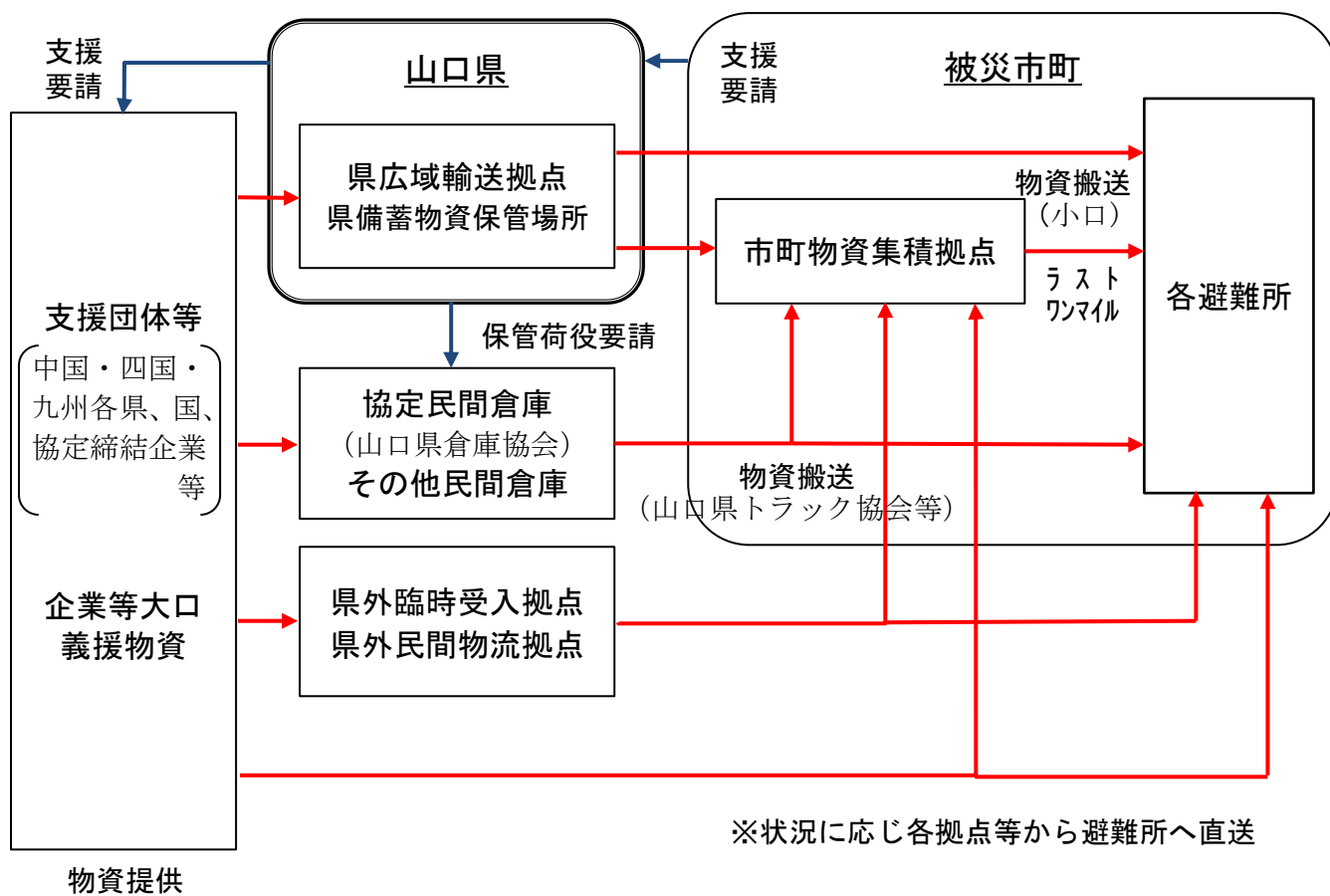
緊急輸送道路の検討において、広域輸送拠点に加え、山口県倉庫協会との協定に基づき、災害時に優先的に活用を検討する倉庫を考慮する。

また、予め把握する脆弱箇所等を中心に、緊急輸送道路の被害状況を調査し、国及び市町道の被害状況を集約し、輸送ルートを選定する。

6 自動車燃料の確保

緊急車両の燃料を確保する必要がある場合は、協定に基づき、山口県石油商業組合に燃料の確保を要請することとし、その上で確保が困難な場合には、国の「緊急要請対応システム」を通じ、政府災害対策本部（内閣府）に燃料供給を要請する。

【参考】支援物資の流れ



V 研修・訓練等の実施

1 人的支援

定期的に「県職員被災市町支援チーム」及び市町において応援職員をマネジメントすることが想定される職員を対象に、研修会を開催する。

また、災害時のみに発生する住家被害認定調査等の研修についても、市町職員を支援するため、実践的な研修機会の提供に努める。

2 物的支援

県トラック協会、県倉庫協会等関係団体との連携を強化するため、民間事業者の倉庫を活用した訓練の実施や、毎年度、救援物資の情報を管理する県総合防災情報システムの研修を実施する。

VI その他

1 市町における受援計画の策定支援

市町においても、国が策定するガイドラインに基づき、県の受援計画との整合を図った上で、早期に、全市町が受援に係る計画を策定されるよう、支援していく。

2 自助・共助の促進

市町が復旧等に必要な行政事務を実施していくためには、広域的な支援とともに、住民による自主的な避難所運営や、NPO、ボランティア団体等との連携が重要であり、平時からこうした取組が進むよう支援していく。